

平成31年 2 月28日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他
- 2 調査の経過 2月28日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、平成31年度地方税制改正について、洪水ハザードマップ作成及び避難場所等の選定について、子育ての駅「かたっくり」について及び臭気問題について、執行部より報告を受けた。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 陳情第3号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書
- (2) 議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第16号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第17号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第18号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正について
- (6) 議案第19号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (7) 議案第26号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更について

2 調査事件

- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他
 - ・平成31年度地方税制改正について
 - ・洪水ハザードマップ作成及び避難場所等の選定について
 - ・子育ての駅「かたっくり」について
 - ・臭気問題について

3 日 時 平成31年2月28日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、遠藤徳一、(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、森山総務課長、富永企画政策課長、渡辺財政課長、山内税務課長、小峯環境課長、星消防長、佐藤監査委員事務局長

8 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10:00)

渡辺委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本委

員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 陳情第3号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書

渡辺委員長 日程第1、陳情第3号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書を議題とします。まず、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

大屋委員 私、労働組合の皆さんと同行させていただきましたが、その中でいろいろお話をさせていただきました。この陳情書につきまして、どのように考えておられるか、まず聞きたいと思います。

森山総務課長 陳情書をいただきました。お答えとしては、今現在、この任用職員制度自体の全容がまだしっかりと把握できていない部分もありますので、新年度以降にそれに取り組みたいというお答えをさせていただいております。

大桃委員 下段のほうに、「また、臨時・非常勤職員の処遇は低く、最低賃金と大差ない賃金、通勤手当や一時金の支給も無く働いている人達が多数います。」と書いてあるんですけど、これの実態は、正職員と比べてどうなっているかちょっと説明できますか。

森山総務課長 非常勤職員を募集するときには、そういった賃金体系は説明させていただいて、募集をしているところでございます。実際に事務でいえば事務補助というような形になりますが、1級の何号給という格付でさせていただいております。1年間等の非常勤職員ということですので、昇給というものが無いという状況であります。ただ、魚沼市の場合、通勤手当は職員同等の通勤手当はつけさせていただいておりますし、一時金等についても支給はさせていただいているということで、通常の正規職員と比べれば賃金は差があるということですが、そういった手当関係については全くないということではありません。

大桃委員 正職員と賃金の格差があると今おっしゃいましたけど、正職員もいっぱいいるので、どこと比べて差があるということですか。

森山総務課長 基本的には事務補助ということでございますので、一般の主事等に準じているということになるかと思います。

大桃委員 それと比べてどのくらい差があるのか、具体的な数字がほしい。

森山総務課長 1年目の職員の給与が17万円程度とすれば、非常勤職員であれば12万円から14万円くらいということになっております。

大桃委員 それは1年ずつ更新になって、何年勤めても同じということですね。

森山総務課長 基本的には同じです。

大桃委員 さっきの初任給の17万幾らは、年々上がっていくわけですね。

森山総務課長 昇給がありますので、そうなります。

大桃委員 そうすると、やっぱりここに書いてあるような非常勤職員は事務補助とはいいいながら、何年もするとかなり練度も上がって仕事ができるようになって、一切昇給がないために賃金格差がどんどん出てくるということだと思ってしまうんですけど、私の認識に間違いは

ありますか。

森山総務課長　　そういうことが実際にあるということで、今回、会計年度任用職員制度を設けて、つくっていきなさいという国の方針に基づいた対応をこれからやるということになります。

大桃委員　　会計年度任用職員制度、これをちょっと説明いただけませんか。

森山総務課長　　今まで非常勤職員につきましては、期限を区切って、最長で1年間というような形で採用しておりました。今までは市長の決裁ではなく所属長の裁量の中で採用していたところもございますが、今後、こういう職種についてはしっかりと採用基準を設けて、ちゃんと採用してくださいというものが示されておりますので、そういう職員については市長の決裁をとって、会計年度において採用するということになってきております。そういう制度を会計年度任用職員制度といっているところであります。

大桃委員　　そうすると、それを実施すれば今までの臨時・非常勤職員というような待遇とは変わるということで、改善されるということですか。

森山総務課長　　国で示しているガイドラインに沿ってつくりあげていくということになりますので、今後改善されるかどうかというところについては、その制度の中でまた決めていくことになろうかと思えます。

遠藤委員　　先ほどの課長のお話の中で、これから全容が見えてきたらまたその取り組みについて出していくという話だったんですけれども、市の方針として、この働き方改革の考え方も含めて、また一部事務量が市町村にだいたい移管されてきているということについて、今後、臨時・非常勤職員の数、必要性というのはどう考えておられるのでしょうか。

森山総務課長　　今現在、臨時・非常勤職員の数は相当数いるということでありましてけれども、その中で、例えばアウトソーシングできるものはまだあるのかどうなのかというところについても、やはりしっかりと考えていかなければならない。そうした中でアウトソーシングできるものがある。あるいは民営化ができるものがある。そういうところについてはそれを行うことで非常勤職員の軽減、あるいは正規職員の軽減も図れるということにもなりますので、会計年度任用職員制度というのは当然つくらなければならないということではあります。それと並行したそういったアウトソーシングだとか民営化の取り組み、そういう計画づくりを今まで以上にしっかりと取り組んでいく必要があって、それを並行してやることでそういった課題が解決できていくものではないかと考えております。

遠藤委員　　課長の説明、理にかなったいい説明だと思います。やはり地方分権ですとか、官民協働連携の拡大といったこれまでの取り組みの中でも、やはり民に移管できる部分、アウトソーシングできる部分はしっかりと民にお任せをし、その中でしっかりとした雇用をしていくという形が私は望ましいと思っておりますが、今の課長のお話はそういった方向性と考えてよろしいでしょうか。

森山総務課長　　そういう方向性で考えたいと思います。

渡辺委員長　　ほかに説明を求める質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決いたします。陳情第3号「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書を採決します。お諮りします。本件

は、採択することにご異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本件を採択することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）可否同数でありますので、委員長の判断によりまして陳情第3号は不採択すべきものと決定させていただきます。

（２）議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第2、議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 監査専門委員の予算の範囲内で市長が定める額の予算を教えてください。

佐藤監査委員事務局長 平成31年度当初予算に監査専門委員の報酬として計上した額は10万円です。一般会計予算書の95ページに、2款6項1目に監査委員費があります。その一番最初の委員報酬の126万4,000円の中に入っております。

大桃委員 今、10万円盛っているという話ですが、この間からの話を聞いていけば、監査専門委員を設けるかどうかははっきり決まっていな。どんな人を充てるかも決まっていな。なんの計画なんだということなんですけど、この間、こういうのがある場合のなんておっしゃいましたが、どういうのがあったらどうするっていう、誰を頼むんだとか、そういうのは何か基準みたいなのは決めてあるんですか。

佐藤監査委員事務局長 本会議の時も説明いたしました、あくまでどういう案件が出た場合に必要かということまで詰めてはおりません。ただ、イメージとしては、例えば法律的な見地で弁護士さんに聞かなければいけないような案件が出れば弁護士さんに、大学の教授に聞かなければいけないような案件が出ればその専門の大学の教授に聞くようなことをイメージしておりますが、まだ具体的という部分まで詰めておりません。

大桃委員 案件が出たらどうするという話なんですけど、どういう案件が出たらやるんだというのを決めておかないと、いつになってもできないと思うんですよ。その辺は決められたのかなという話をしているんです。今の話はまるっきり行き当たりばったり。なんか出てきたらどうしますという話だが、そんなわけのわからない10万円なんかつけられるわけがない。そう思いませんか。最初の、どういうのがあったらやるという基準を決めてないっていう。

佐藤監査委員事務局長 本会議の答弁でもお答えしましたけれども、今後、報酬について基準を作成するとお答えしました。今ほどの委員のことも含めて、運用基準の整備を行いたいと考えております。

大桃委員 10万円の予算ということなんですけど、弁護士に相談するだけだって1時間1万円かかるんですよ。10万円の予算で、10時間相談してやめるんですか。そんな専門委員なんか必要ないでしょう。顧問弁護士もいるんだし。本当にやる気があるのかって言って

るんですよ。10万円だけつけて何にも決まっていない。本当にやる気があるんですか。

佐藤監査委員事務局長　先ほどから説明しているように、あくまでケースが出た場合に運用をしたいということで、この条例の提案をさせていただきました。

大桃委員　なんの計画もないというのがわかりました。次に、鳥獣被害対策実施隊員の予算の範囲内という、予算を教えてくださいませんか。

森山総務課長　予算は、平成30年度同額の70万円と聞いております。

大桃委員　この間、農林課長は今まで3万5,000円の年額だったんだけど、費用弁償的に出勤に伴って支払いたいような話をしていました。佐藤肇議員のほうから、固定給もあって、消防団みたいな感じにしたらいんじゃないかと含みを持たせたような話があったんですけども、去年の実績で出勤時間、延べ出勤時間はどのくらいなのか。

森山総務課長　大変申し訳ありませんが、そこまで私のほうの資料が持ち合わせてございません。

大桃委員　去年実施した研修会の回数は何回ですか。

森山総務課長　大変申し訳ありませんが、その数字的なものがちょっと私のほうではわかりません。

大桃委員　農林課長を呼ばないのは、委員長のせいだと私は思いますけども、この間の本会議の時に、私ら委員は質疑できないんですよ。あの時は、総務課長が答えられないのかどうか知りませんが、農林課長が答弁しましたよね。それよりも、委員会のほうが重要なんです。そこで説明できない説明員というのはどういうことなんですか。委員長、どういうことなんですか。なんで呼ばないんですか。

渡辺委員長　所管の課長、室長等と呼ぶということになっておりますので、そうすると合同審査等の形になるかと思えます。総務委員会としては所管の課長等と呼ばせていただきました。

櫻井議会事務局長　委員のご指摘は十分わかりますが、本会議で農林課長が答弁させていただいたのは、あくまでも本会議で議案が提出された説明があつて、それに対しての質疑ということで、全議員の皆さんが対象ということで、農林課長から答弁があつたと考えておりますが、その後に、この議案は総務委員会への付託となりました。したがって、この議案については総務委員会で審査をする。その場合にこの条例でございしますが、この内容を見ていただくとご承知のとおり多岐にわたっております。監査委員、選挙管理委員、鳥獣の関係等ありますので、この条例の所管については総務課ということになりますので、過去にもこの条例の改正がありました。このような形で一つの条例改正の中で2、3カ所の改正がありましたが、その時にも同じような形の対応を取らせていただいたということで、事務局といたしましては、所管の総務課のみの招集とさせていただきました。ただし、監査委員事務局長は総務委員会の所管でございしますから、あわせて招集をさせていただいたということで、事務局のほうで委員長と相談して、このような対応をさせていただきました。

大桃委員　対応がそうなってるのは、今そういう状態だからわかります。ただ、私も質疑できないじゃないですか。これがいいかどうかというのは、去年の実績やら数字聞かなきゃわからないでしょう。委員会は通告制じゃないですよ。数字聞かれてわからんなんて言っ

てちゃだめじゃないですか。所管じゃないって関連があるんだったら呼ばなきゃだめでしょう。

渡辺委員長　しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（10：19）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（10：20）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

遠藤委員　鳥獣被害対策実施隊の関係ですけれども、この年額というのは、個人に委嘱状等を渡した中で決定して支払われているか、それとも猟友会にまとめて払うような形になっているかどうか。

森山総務課長　実施隊は設置規程を設けておりますし、そこに名簿等が当然できるということになりますので、報酬ということでありますから本人に支給されるということでございます。

遠藤委員　稼働時間等、一切構わず少ない方も多い方も一律ということによろしいですか。

森山総務課長　今現在はそういうことです。

遠藤委員　それを改正するために、今回の条例改正に出ていると認識すればいいですか。

森山総務課長　出勤される回数であるとかがまちまちだということも含めて、今回この設置規程も変更する中で、一番効率的というか、一番いい方法を母体である猟友会と協議、相談をしながら進めていきたいとする考え方であります。

大屋委員　監査専門委員なんですが、県内では新潟県のみ、全国では8自治体が条例に盛り込んでいるということですが、そこら辺の自治体ではどういうときにこの監査専門委員を活用するのか、わかったらお聞かせください。

佐藤監査委員事務局長　何件か条例をつくっているところに聞き取りはさせていただいて、大体のところは条例をつくただけということで、運用についてはこれからという回答でした。新潟県だけは実際運用しているという回答で、これにつきましては、平成30年4月にすぐ委嘱をかけたそうなんですけれども、年間計画を立てて、公営企業についての監査を公認会計士に委嘱していると。あわせて職員に対する教育も行っているということでした。

大屋委員　監査専門委員について、職員の教育まで仕事が及ぶのでしょうか。

佐藤監査委員事務局長　その話を聞かせていただいて、設置については地方自治法第200条の2に新しく条ができて決められているんですけども、教育という観点でいいのかなというのは若干思うんですけども、新潟県はそのように運用しているということでした。

大屋委員　そうしますと、今のところ関係する事案はないんですけども、そういう国の改正があり、監査専門委員も置くことができるというものがあって、今後何があるかわからない、そういう点ではこれを条例につけ足すという考え方でいいですか。

佐藤監査委員事務局長 はい。その考え方です。

高野委員 今、出ています基準の整備を進めるということなんですが、いつまでにこれを整備できるかというのはありますか。いつまでにそれをつくるのか。

佐藤監査委員事務局長 まだはっきりいつまでというところまでは決めておりませんけれども、なるべく早いうちにつくっておきたいと考えております。

高野委員 これを本会議で採決するのは最終日だと思いますが、それまでにできますか。

佐藤監査委員事務局長 19日までと言われると、監査委員との打ち合わせも何回かしないといけないと思いますので、ちょっと無理だと考えております。

大平委員 具体例出して言いますけども、瑕疵担保請求の問題だけども、写真もない、証拠もない、しかも証拠出たのが半分もない、10分1もない、何もないねっかって。マニフェストで最終的にはいいんだと。このことを市長がしっかりしてないから、これを誰が注意するのかということで、今、特別監査委員が注意してくれると。そうなれば、こういうことについても監査委員にお願いすれば、監査委員の意見いただけるんですか。

佐藤監査委員事務局長 委員のおっしゃる趣旨だと、監査専門委員というよりは外部監査に近いのかなと思いますので、魚沼市は今、条例つくっていないので外部監査出せませんけれども、制度的にはそちらのほうが近いと思います。

大平委員 できますかと言ってるんだて。制度的なこと聞いてるんじゃないて。その中でできるかと聞いてるんだ。後のことはどうでもいいんです。

佐藤監査委員事務局長 監査専門委員について、監査委員があくまでも判断して調査を依頼することになっております。監査委員が必要と感じれば、監査専門委員に調査をお願いするということは法律上可能だと思いますが、まだ、あまり運用事例等もないので、私の私見です。

大平委員 できた段階でしっかり運用していただきます。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第15号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第15号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第16号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第3、議案第16号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 魚沼市特別職報酬審議会からは、昨年度についても同様の答申があり、市長からは関係条例改正について提案がありました。昨年度は附則として、平成31年3月31日ま

での間については現在の支給額に据え置くとの提案でありました。このことに対しての質疑の中で、市長の政治判断であるかとの質問に対して市長からは、「今のこの市内の状況から見ますと、私の給料を今上げるとなると問題があるのかなと。そこまでまだ地域経済も回復していないというような思いもありますので、そういうことで引き上げを控えさせていただいたということでもあります。また、来年の3月31日に状況が変われば、そのときはそのときでまた皆さん方のご判断をいただきたいと思います。」と答弁しております。昨年度の議会は、委員会、本会議とも大多数の意向で否決となりました。市長は新年度に向けての所信表明の中で、魚沼市の経済について、「市民の皆様の日々の暮らしの豊かさとして実感できるまでには、いましばらく時間がかかるかもしれません。」と語っております。また市長は、「あらゆる場面で多くの市民の皆様と対話する中で、市民目線の行政が全ての出発点であることを忘れず、今後も市政運営にあたってまいります。」と発言をしております。昨年度は月額1万円の引き上げ提案でしたが、本年度は倍額の2万円の増額提案です。市長が市民との対話を通じて、どこが昨年度と変わって、こうした提案になったのかについて伺います。

佐藤市長　今回の提案につきましては、答申どおりということをお願いをさせていただいておるところであります。所信の中で申し上げましたように、税収も伸びてきている。地域経済は確実に動いてきているということを認識しております。人口が減少する中で個人住民税もふえてきておりますし、また、消費税、譲与税についても前年度より伸びてきているというようなことを考えますと、昨年は平成28年度に就任でありますので、1年間経過する中で判断でありましたけれども、ここ2年経過する中で市内の経済循環はよくなっているという認識はしております。ただ、地域消費が拡大はしても、これまでの低迷時期を考えれば、市民の気持ちの中にまだまだ閉塞感はあるのかなということは認識しておりますので、そういったことを含めてこれからの経済を動かさなきゃいけないと思っておりますので、そういったことで、私としては審議会が出した答申をそのまま提案しないということにはならないと思いますので、その提案を受けて皆さん方のご判断をいただきたいと思いますということで提案させていただいているところでございます。

佐藤委員　昨年度、県内20市の特別職報酬等の状況についての資料をいただきましたが、本年度において、関係市で報酬等の引き上げ計画が当市以外にあるのか。また、かつての魚沼市のように審議会の答申と異なる方向を出している市があると伺っていますが、現状どうなっているのか伺います。

森山総務課長　今年度でありますけれども、審議会において引き上げ勧告のあった県内の市でございますが、ことし1月24日現在、魚沼市のほかには燕市1市と伺っております。答申と提案が違っているところがあるかというご質問であります。今現在、担当課のほうでそういう部分については把握をしてございません。

佐藤委員　特別職報酬審議会では、県議給与との比較を重要視しているようですが、なぜそうした比較が必要なのか。逆に一般市民所得の状況や、今後の交付税の減額や、庁舎建設など大型の公共施設が続きましたが、この借入金の返済計画など市の財政の方向など違った角度で資料提出が必要であったかなと思います。その辺のご見解をお聞きます。

森山総務課長　県議との比較という部分につきましては、毎年、報酬審を行っておりますけ

れども、そういう話題が例年出されているということでありまして、事務局からの資料も出しますけれども、委員からはそういう話題が出て、その審議の中に入ってきているという状況でございます。また、資料につきましては、事前に会長、副会長とも打ち合わせをする中で、こういった資料をというような打ち合わせをさせていただきますが、そういうところまでの資料について出すというところまで至らなかったということでもあります。

佐藤委員 一般家庭では、大きな借金をして家を建てる時、当分の間は儉約していかなければならない。一家の主人が模範を示すべきだと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

佐藤市長 一般家庭とここで比較するというのがどうかということでもありますけれども、それが適正かどうかという判断は、私はできないのではないかと考えております。行政全体、市民の生活全体をどうしていくかという方向性を、議会の皆さん方とつくりあげていく中で、一家庭の、個別の家庭の事と比較できるものかどうか、私は判断はできないと考えております。

佐藤委員 私は、市民の声を市政に届けますと常に訴え、毎年市政報告会を実施すると同時に、何か問題点のあるときは支持者等を巡回して意見を聞いていますが、今回の問題ではほとんどの皆さんが市民感覚から、経済は厳しい、庁舎建設などの最中で給与を上げるべきではないとの意見がほとんどでした。市長はそういった声を耳にしていまいませんか。

佐藤市長 私も市民対話をずっと続けておりますが、そういった声は聞こえてはきていないということで、ただ、風通しがよくなった、地域要望も進めていただいているという評価をいただいておりますけれども、そういった個別の案件については、議員の報酬を含めて、三役の報酬、特別職のこういう報酬等については、あんまり話題が出てこないというのが現状であります。

高野委員 地域の活性化なりについては、市民感情からすれば、個々の消費できる分がふえたかふえないかというのが一番の受け入れだと私は考えているんですが、この三役の報酬引き上げが地域の働く人たちの賃上げに波及効果を及ぼすと考えておられたのか。

佐藤市長 市長の給与が市民の給与に反映するかどうかというのはちょっと疑問かも知れませんが、先ほど申し上げましたように、人口が減少する中で個人市民税が上がっているということは、所得が伸びているということだと思うんですね。そういったことから判断をすれば確実に所得としては上がってきている。ただ将来的な不安がないのかというと、それはまた個人の格差があると思いますが、間違いなく件数的に見れば、個人の所得は上がってきていると認識はしています。

高野委員 個人の所得が上がることで地域の活性化、消費の拡大につながるという認識で受け止めているということでしょうか。

佐藤市長 先ほど申し上げましたように、個人消費も含めて地方税、地方消費税、譲与税についても伸びているということは、市内での消費が拡大はしているということでもありますので、そういった相乗効果は出てきているのではないかと気はいたしております。ただ、個別の商店を全て洗っているわけじゃありませんので、消費税を納めている商店、商工業等も含めて、納めている団体の消費が上がってきていることは確実だと思います。

遠藤委員 税収が上がっている法人税関係、個人税も上がっているということでもあります、

確かに増額補正ということで、その数字的なものは理解をいたしております。その上がっている業種については主にこういった業種が伸び率を出しているのでしょうか。

山内税務課長 詳しい資料を持ち合わせておりませんが、以前議会でも答弁させていただいたように、製造業、建設業については法人税の所得割が伸びているということです。これについては近年、2、3年伸びているという状況が続いております。今回の補正におきましても、製造業と建設業の所得割の伸びが補正に大きく影響しているということです。個人消費の関係でございますが、小売業につきましては大きな法人につきましては伸びておりますが、個人営業の商店については若干下がっているというのが現状です。

遠藤委員 おそらく災害復旧等の関連もあって土建業、建設業等が多くなっている感じはいたしますが、先ほど課長のお話の中で個人商店が若干下がっているけども、大型店等については上がっているといった考え方でよろしいですか。

山内税務課長 お見込みのとおりでよろしいかと思います。

遠藤委員 今、消費についてですけども、やはり地元の小売業等の税収が伸びる方向も今後は考えていかなければならない。あるいは建設業、土建業が伸びている分、スピルオーバー的な効果が消費、あるいは個人商店に及ぶような循環が今後望ましいという感じがしますが、消費税がこの10月で上がることを含めて、消費の落ち込み等については今どのような判断をされていますか。

佐藤市長 4月から共通ポイントカードがスタートします。これは個人商店等を中心に、商工会の皆さん方がしっかりと取り組みをしていこうと、底上げをしていこうということで取り組みをしていきますので、行政ポイントもそれに付加できるように仕組みづくりをしていくということで、いろいろ、例えば議会報告会に参加した人にもポイントをあげたりしながら、そういった取り組みをしながら市民参加をしていく環境づくりをしていきたいということで進めていきますので、それが好循環のいろいろな一つのポイントとなればありがたいと思っていますし、10月1日からの消費税のアップに対する消費の落ち込みに関することについては、私の所信の中で申しあげましたようにちょっと懸念はしておりますが、そのための仕組みづくりはしていかなきゃいけないなと思っておりますので、ただ、商工会も何も動いていないのに行政が先走って何かできることではありませんので、商工会連合会とも協議させていただいて、どういう動議の仕方するかということは、しっかりと取り組みしていきたいと思ってはおります。

遠藤委員 今回、答申があった額のまま提案されてきているわけですがけれども、これからの消費の伸びですとか、商工会が取り組んでいる共通ポイントカード等の成果を見てからの提案という思いというのは、市長の中にあったのでしょうか。

佐藤市長 年度の途中ということで考えるとあまり適当ではないと思いますので、12月に報酬審がありますので、その結果については皆さん方に新年度を迎えるにあたっての方向性を出していただくということで、毎年、答申があれば当初予算でお願いしているということとであります。

大平委員 今の状態でこれを上げるのは反対なんですけど、守門庁舎の入札の件でだいぶ迷惑がかかったと。その前まで井口小学校のときは建築じゃなくて、一般というか、参加できる人が多かったんですが、守門のときは建築Aクラスですか、それを誰が決めたんだと聞

いたとき、誰もわからない。しかも副市長が指名委員会のメンバーということなんですけども、内容がどうだったこともわからない。それで後からまた入札をやり直す。非常にそういうことで迷惑かけていると。しかも寿和温泉のこともそうなんですけど…

渡辺委員長　大平委員。今、この特別職の給与等の条例の一部改正ですので、それに関連した質疑になっているのか、少しお考えになりながら端的に質疑していただきたいと思います。条例改正とどのように関係があるのかまとめながら質疑をしていただきたいと思います。

大平委員　それと、寿和温泉の件については非常に迷惑っていうよりは、議会で何も説明しないうちに大規模改修の見積もりを取っていると、設計士から。全く無駄とは言いませんけども、やってはならない行為だと思うんです。やっぱり予算を一応議会で決める前にそれを、寿和温泉があったからたって、あれになかったわけでしょ。目とか節に。それも説明しないで、しかも見積もり取って、金額でいうと 880 万円ですか。大規模改修ということでやった。ですけど、それは今言ったように説明もなかった。それがものすごく住民に迷惑かけている。迷惑というか、市長に不信感持っている。しかも、北部振興事務所の所長に言わせると、露天風呂は、あれも大改修と、なす可能性があるなんて、あの補助金を。プールもそうなんですけど。全く、合併してそれをよくすることについては、補助金には関係ないこと。全然勉強しないで、なさんばならん可能性があるかと…

渡辺委員長　大平委員。端的に今のお話をまとめさせていただくと、そのような責任を取って、給与を上げるべきではないんじゃないかということですか。それは、予算審議とかのところできさせていただければと思います。端的に質疑をしてください。

大平委員　わかりやすくやっているわけよ。それだけの問題を起こしながら、今上げるなんてこと、上げるどころじゃない、自分の給料を下げてもらいたいと思ったんだ、それこそ迷惑かけたと思っていて。だから、そういうことで。

渡辺委員長　そのことについて市長がどう考えるかですね。

大平委員　だから、わからんから説明したんだて。

渡辺委員長　そのことについて市長がどう考えるかということですか。

大平委員　そうだこて、だから。

佐藤市長　守門庁舎の解体工事にかかる入札については、当初公募したのが建築Aに登録されている人ということでありまして、その内部規定の中で建築及びとび土工及び解体工事の資格を有する業者が参加できるというふうに、その都度…。そういう事例もありますので、一旦は入札の公告を解除して、新たに入札の公告をしたというようなことでもありますので、入札執行に至る前に既に取り扱いをさせていただきましたので、審査委員会も新たな公告に基づいて応募のあったところについて、審査委員会が開催されるということでもありますので、一旦は執行したものを取りやめにしたということではありませぬので、その辺はご理解をいただきたいと思いますし、入広瀬寿和温泉の改修工事につきましては、3カ年工事でやるということで当初からそういう話をさせていただいておりまして、これは地域要望が出てきた中での改修工事の計画、着工ということでやらせていただきました。ただ、昨年度、大平委員も含めて地域の声はそうではないんだということは聞かせていただきましたので、地域説明会もさせていただく中でその状況を取りまとめ、これからの計

画づくりをしていくということで、今年度の予算については計上しないですね、しっかりと合意形成を図った中でさせていただくという、今、段取りをしておりますので、また新しい年度が始まりましたら、これからの寿和温泉のあり方も含めて市民との対話をしながら、しっかりとさせていただきたいということでもあります。

大平委員　入札やり直しても結局管理費が何百万だかっているのを、今入札になっていないそうです。だから、そういうのを全然勉強しないで迷惑かけているから、そういうこといっぱいありますよ。寿和温泉についてもそうですよ。課長が間違ったこと言ってもそれを全然注意もできない、そういう市長だから今そう言ったんですけども。いいですか。私が議会で言ってないことでも、区長さんが、反対していると。地元の議員が議会で言ったなんて、これどうなりますか。こういうのを市役所に勤めさせていいんですか。これは問題ですよ。市長がそういうのをしっかり、ここでまだやめるかわからん、やらなかったら私のほうで偽証罪というか、議会に向かって職員が嘘ついたのをかんまんでおく、こんだんとは魚沼市だけです。ほかのところは一切ありません。市長がしっかりしないからそういうことになっているんだから、そのことについてもう一回答弁をお願いいたします。

佐藤市長　北部事務所のほうで市民への説明会をさせていただいて、私も組織機構の中での若干時間をとっていただいて、そういう話をさせていただきましたけれども、やはり、私が認識している中では、地域の思いはやはり寿和温泉を何とかしてほしいという声は非常に多いというようなことでもあります。ただ、何とかしてほしいという、どういう形で市民の皆さん方が、その地域の皆さん方がですね、しっかりとその施設を憩いの場としていただけるかということは、これからの話し合いの中になるだろうと思いますし、ただ、今ほど前段のほうで、職員のほうが嘘を言っているというような話では私はないような感じがいたしますので、その辺はしっかりと管理しているつもりでありますけれども、状況を見ながら先に進めさせていただければと考えております。

大平委員　市長がそのときだけ言い訳するけども、私、議会でもってちゃんと言っておきましたよ。それをまだかんまんでおくってことは、議会で嘘をついて、しかも議員がやっていないことを言って、それを職員にさせておくなんてことは市長の責任です。そういうことも含めて、市長は今給料上げるんじゃなくて下げるってことです。

渡辺委員長　ここでしばらくの間、休憩とします。

休　憩（10：55）

再　開（11：05）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。ここで委員長より提案をさせていただきますが、この後、休憩として自由討議をさせていただきたいと思います。お諮りします。いかがでしょうか。（「いない」と呼ぶ者あり）それでは、このまま質疑を続行したいと思います。質疑はありませんか。

遠藤委員　質疑終結前でありますけれども、私のほうから修正の発議を提出させていただきたいと思いますが、お諮りのほうよろしくをお願いいたします。

渡辺委員長　ただいま、遠藤委員から修正案の発議が提出されました。委員会の規則によりまして一人でも修正案は提出されるということになりますので、これを受けたいと思います。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：05）

（休憩中に修正案を配布）

再　　開（11：07）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。ただいまお配りしました修正案を本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

遠藤委員　議案第 16 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に対する修正案を提出いたします。議案第 16 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成 16 年魚沼市条例第 41 号）の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正するものであります。別表中であります、「800,000 円」を「792,000 円」に改めるものであります。提案理由でありますけれども、審議会の会議録等を見させていただきましたが、委員の中で上げるということについては、異論はなかったということ。その中で 2 案の中で採決を行っておりますが、1 点は 80 万円、もう 1 点は 79 万 2,000 円ということで、79 万 2,000 円を求める委員の声も多かったということをお察ししております。また、魚沼市でありますけれども、合併当初 88 万円の市長給料が平成 19 年に削減され 79 万 2000 円ということになっております。その後、平成 22 年に 78 万円に自主削減がされ、その間 10 年近くこの金額が踏襲されておりましたが、財政状況等を勘案するとその当時の金額に差し戻してもいいのではないかとということが 1 点あります。また、災害復旧等の理由があったにしても税収が増額補正されているということ。また地域の声をお聞きしますと、地域要望等がこここのところよく通していただいて、地域の皆さんあるいは地域の周囲の皆さんにも市益がちょっとずつ還元されているということを考慮いたして、増額ということには賛成するものであります。一部、先ほど答弁にもありましたが商店街等、空洞化ですとか人材の枯渇、そういったことがまだまだ払拭されていない部分もありますし、また今後消費税が上がる中で、消費動向等を見極めていくという部分もありますので、このたびは答申の 80 万円を受け入れるのではなく、修正をして 79 万 2,000 円に修正を求めるものであります。

渡辺委員長　これから提出者に対する質疑を行います。

佐藤委員　提出者は今回の給与引き上げ修正を、一般市民の感覚として理解していただけていると思いますか。また、以前魚沼市長の給与は 79 万 2,000 円でした。財政が厳しいことで減額したものです。平成 31 年度の予算では、市債の借り入れが大幅に増加して、現在の支出を後年度の世代に残すこととなります。財政の厳しさが改善したという状況ではないと考えますが見解を求めます。

遠藤委員　いろんな懸案事項がまだまだあると思います。佐藤副委員長がおっしゃることも

当然一部にあるわけでありますけれども、これまで懸案でありました税金、魚沼市の市税に伸び率をもたらしたということで、一定の評価をするべきところでありますし、また今後であります、商工関係の共通ポイントカード、その辺のことや地域要望とかにも積極的な予算組みをした中で、今後その税金を、効果を波及させる作業につける予算等もできてきていることも事実であります。そういったことを勘案しまして、この税金が上がったことを波及するための第一歩として、また取り組みが始まっているということも勘案して今回の修正案を出したものであります。

佐藤委員 市民感覚というところについて聞かせてください。

遠藤委員 個人的にそう思っていない方もいますけれども、地域要望等によって地域の生活が安心、安全になったということで喜びの声も聞いていることも事実であります。また、道路の改修、災害復旧についても国、県への働きかけということでは、まるで何もしなしてきた、工事費がない中でありますけれども、トップセールスの中で国、県に働きかけたという事実もございますので、そういったことを勘案しますと、市民全体といたしましては市益の恩恵を受けている方も多いということも勘案したいと思います。

大屋委員 今回の修正案ですが、市長は審議会の意向を重んじて、議会に市長が政治判断として提出したものです。そういう点では、これを議会が修正する、あるいは委員会が修正するということは、審議会のあり方について私は疑問に思うんですね。そこら辺は提出者はどう考えていますか。

遠藤委員 審議会で話した答えが全て踏襲されるべきであるということではないと思います。それについて最終的な提出者は市長でありますので、市長の政治的な判断の中でこれが提出されたということを考えますれば、それに対して修正を加えるものを議会の行動として何らおかしいものではないと思っておりますので、いろいろなことを勘案した中で減額修正を提出したものであります。

大屋委員 私は何でもかんでも修正して議会が出すということ、市長などの報酬やそういったものに対して修正するという行為は、修正の中ではあんまりやっちゃいけないことだと思うんですね。これを、だったら 50 万円にしろとかあるいは 100 万円にしろとか、議会が勝手に、仮にですよ、そういうふうな形もできるわけですよ。そういうことは、やっぱり私はやるべきではないと考えますが、提出者はどう考えますか。

遠藤委員 手法として、議会の権能の中でやっている範囲でございます。提出者と質問者の考え方が、また、行動として違っても致し方ないことでありますけれども、私は出されたものについて若干手を加えるべきと思ったので提出させていただきました。

渡辺委員長 ほかに提出者への質疑はありませんか。（なし）提出者に対する質疑を終結いたします。次に本案修正案に関する執行部への質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 特別職報酬審議会の答申に対して、普通であれば賛成なのか反対なのか、この賛否を決定することが必要と思われませんが、県内 20 市で今までこうしたような状況があるのかどうか聞かせてください。

森山総務課長 誠に恐れ入りますが、担当部署では把握しておりません。

佐藤委員 個人的な感じとしてはいかがですか。

森山総務課長 公式な場でございますので、個人的な感情は控えさせていただきます。

渡辺委員長　ほかに執行部への質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで執行部に対する質疑を終結いたします。

これよりしばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（11：16）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（11：18）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。これから討論を行います。修正案が出ておりますので、まず原案に賛成者の発言を許します。

高野委員　この案件については、審議会の答申が出たという段階で、議会としては賛成、反対ということですのできだろろうと思っております。したがいまして、私は、この審議会で十分論議をされてきておる答申でありますので、答申を尊重するという立場から原案賛成ということで考えております。

渡辺委員長　次に、原案及び修正案ともに反対者の発言を許します。

大屋委員　私は、いろいろな今の経済状況やそういったので一部の建設業やその他の企業が税金等が増えたということもありますが、やっぱり市民感情あるいは家計消費、その他の問題、あるいは消費税が10パーセントになるということもありまして、今回の市長等の給料引き上げについては反対しますし、修正案にも反対いたします。

渡辺委員長　次に、原案賛成者の発言を許します。（なし）次に、修正案に賛成者の発言を許します。（なし）ほかに討論はありませんか。（なし）これで討論を終結します。

それでは、しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：21）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（11：22）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。これから、議案第16号について採決します。

まず、本案に対する遠藤委員から提出された修正案について採決いたします。お諮りします。本修正案のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本修正案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手少数であります。よって、議案第16号に対する修正案は否決されました。

次に、修正案は否決されましたので、原案について採決します。挙手によって採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手少

数であります。よって、議案第 16 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、否決すべきものと決定されました。

（４）議案第 17 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 4、議案第 17 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 17 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第 18 号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 5、議案第 18 号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 現地を確認しておけばよかったんですけども、私の記憶ですと滝之又地区の高齢者がゲートボールをあそこでやってるんですけど、その辺との関連はいかがでしょうか。

富永企画政策課長 このたび廃止をする広場ではゲートボールはなさっていらっしゃいまして、近年できました奥側にあるゲートボール場でされていると認識しております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 18 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（６）議案第 19 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 6、議案第 19 号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 本会議の説明の時に雑居ビルが対象だとの説明がありましたけども、現在、魚沼

市でこれに対象になる雑居ビル、建築物は存在するんですか。

星消防長　　ここでの消防法施行令別表第1、16項の部分を雑居ビルと議会で申し上げましたが、正確には複合用途防火対象物という形で、いろいろな用途の業種が入っている建物がこれに該当します。ちなみに一般住宅と飲食店がくっついている場合にも16項に該当するということでございます。（「今、あるのか」と呼ぶ者あり）今、あります。

大桃委員　　何軒ありますか。

星消防長　　正確な数字を今持ってきておりません。

大桃委員　　雑居ビルだけでなく、店舗と住宅というのを複合施設ということで対象になるということはわかります。だけど、どんだけあるというのをわからなくていいんですか。

星消防長　　申し訳ございません。後日…（「採決しなばならん」、「今、聞けませんか」、「休憩して」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　　しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：28）

再　　開（11：40）

渡辺委員長　　休憩を解き、会議を再開します。それでは、消防長の発言を許します。

星消防長　　先ほどの大桃委員からの質問でございますけれども、令別表第1、16項に掲げる防火対象物が217棟あります。そのうち飲食店を含んでいる建物が93棟ございます。

大桃委員　　ちょっと説明してもらいたんですけど、飲食店を含まないで火を使うということでもいいんですか。217棟、対象があって、93棟が飲食店を含むということなんですから、足りないでしょ。足りない分というのは飲食店じゃなくて火を使うということなんですか。飲食店じゃないということは。

星消防長　　217棟の16項の防火対象物がありますが、飲食店に該当する今回の条例に関係するのが93棟であります。

大桃委員　　この間、説明のあった雑居ビルなんてのがあるのかなと思ったんで、ゼロだったらゼロでよかった。だけど、これだけあるのであれば、条例やると消火器設置しているかどうか調査行かなきゃならんでしょ。それでちょっと聞いただけ。93でも幾つでもいいんですけど、それしっかりやっていただければいいです。あと、25日に、避難所の対象になるところに灯油だったりそういう燃料を備蓄するようになると、許可がいるし手数料の減免対象になるんだろうけども、そのときの学校やなんかの計画を事前に出してもらうのを、学校がするとかおっしゃってたけど、それは間違っていますよね。

星消防長　　大変失礼いたしました。学校の管理者というのは校長ということで、そこを使うのであれば名前は校長ということで申し上げたものでありまして、教育委員会あるいは危機管理室のほうで計画をつくって消防のほうと協議する、ということでお願いしたいと思います。

大桃委員　　その計画自体は今ないということでしょう。いつまでにつくるのか。それは危機管理がやるのか教育委員会でやるのかわかりませんが、今ないとすれば、いつまでにつ

くるのか教えてください。

星消防長 現在、消防のほうでは、その計画の提出について手続きを進めております。それに基づいて、新年度に入って早々に通知を出しまして、その後、計画の協議をして進めるという形であります。

大屋委員 今、対象が 93 軒ということですが、ほとんど消火器類等は置いてあると思うんですが、中には初めて設置をしなければならないという店もあると思います。そういう点では、この 93 軒の消火器を置いているかどうかの確認、適正に置いているか同課の確認、そういったのは具体的には施行後どういう形で行うのかお伺いします。

星消防長 消防のほうでは計画的に立ち入り検査を行っています。したがって、飲食店のみを目的ではなくて、その建物全体について立ち入り検査を行います。そこで把握、指導できるということでございます。

大屋委員 これは定期的ですか。1年に1回とか半年に1回とかですか。

星消防長 特定防火対象物に関しては1年に1回、極力回るようにしておりますが、非特定防火対象物については、3年に1回くらいになります。飲食店が入っている16項に関しては、特定防火対象物になります。

大屋委員 こういうことはないかと思うんですが、年に1回、回った時に消火器を設置していなかったのがわかった場合は、恐らく注意喚起というか、置いてくれとか言うんだと思うんですが、またさらに1年後に行ったらまだ置いていないという事例というのは今までにあったか。そうなった場合には何か罰則規定とかはありますか。

星消防長 立ち入り検査に行った場合、消防設備、消火器ですけれども、設置されていなかった場合につきましては、当然つけてもらうように指導あるいは設置義務があるということ伝えるわけですが、その後、まだ設置しない場合は、警告から始まる違反処理を進めるということになります。

大平委員 この条例案が決まった場合には、これ、さっき言ったように、いつまでと言わなかったですが、期限はどうなっているんですか。

星消防長 平成31年10月1日から施行でありますので、それまでにしっかり準備したいと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第19号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第19号 魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第26号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更について

渡辺委員長 日程第7、議案第26号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員　今も課長の補足説明がないというのは、私ちょっとショックなんですけども、今回出てくるのが設計書のかがみの部分で値段だけ。その下の実施概要、設計概要見れば、地業一式、土工一色、撤去一式と、なんの値段になる根拠のものが出てこない。そこら辺を説明してくれと私は言ってるんで、実際、今説明してもらえればありがたいんですけど、私がなんでこんなことを言っているかという、斎場の話で、写真がないとかそういうことがいっぱいあるわけです。これも壊してなくなるものだから、きっちり写真撮っててもらわないと後で問題が出れば大変だし、今回、この数字になるものを根拠として示していただかないと、そうですかというわけにはいかないんで、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。

渡辺財政課長　今、概要の数字だけ少しお話しします。その後、本日、実際の現場の処理状況の写真等を準備しておりますので、皆さんからご覧いただいて確認いただければと思っております。

まず、1点目の地盤改良工事の関係であります。車庫棟の部分の地盤改良の部分は、当初136立方メートルのボリュームを予定しておりました。それを全てゼロに落とさせていただいて、そのかわり、そのほかの部分も若干入りますが、砕石の地業の関係、これが当初設計で21.3立方メートル、これが652.8立方メートルに変更増になっております。

それから、地盤の確認試験関係、これは地盤の支持力があるかどうかの試験をやるんですが、その部分の試験関係の経費をなかなか単位数字で表せないもので一式という表記で増になっております。

それから、既存構造物の撤去工事であります。既存の市道だったところ、土中のコンクリート部分でございます。まず、既存の道路だった部分であります。当初設計では237.8立方メートルの処理量を予定しておったんですが、コンクリートの舗装厚が、当初27センチメートル厚で見込んでおりました。しかしながら実際に剥いてみましたら、平均で38センチメートル厚ありまして、面積も若干、実際の現場と動いたんですが、トータルボリュームとして255.5立方メートルに増変更であります。

それから、土中構造物のコンクリート部分でございます。当初設計であるという情報はもっていたんですが、実際のボリュームを積算できなかったのが、当初設計ではゼロでございました。その部分、実際に掘り上げて処理の関係をやっていった中で、変更設計であげたのは166.9立方メートル。数字的には以上でございます。

現場の状況写真等につきましては、お許しいただければ、この後、担当室長のほうからお示しをさせていただきます。

大桃委員　数字は大体わかりました。休憩にして、写真等を見るようにしていただければありがたいです。

渡辺委員長　今、大桃委員から資料を見たいということでございます。皆さんも一緒に見るということでご異議ありませんか。（異議なし）それでは、しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：52）

(休憩中に回覧により資料閲覧)

再開 (11:57)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

大屋委員 この地域は、昔から地元の方も言っておりますが、湿地帯ということで軟弱地盤が結構あるということなんですけど、この庁舎の敷地内で軟弱地盤はどこにあるのかというのは、この図だけ見てもわからないんですが把握していますか。

渡辺財政課長 私どもが基礎工事をやっていく中でわかったのが、ちょうど公用車車庫という文字があります。そこのちょうど真ん中あたり、ここが一番悪いところでありました。そのほか、庁舎本体部分につきましては、ボーリング調査をもとに当初設計で組んだ地盤改良で対応できましたので、私どもがわかる範囲では、現時点では、この公用車車庫の文字のちょうど「用」か「車」あたりが一番悪かったということです。

渡辺委員長 ちょうど 12 時になりますけれども、市長がこの後、別の公務があるということですので、このままこの議案につきましては続行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし)

大屋委員 そうしますと、そういった把握があるのであれば、そういう軟弱地盤に対して地震等の時に大丈夫なような形の設計をしているということで理解してよろしいですか。

渡辺財政課長 当初設計でもそのつもりでございましたが、実際に掘削して試験をしてみたら当初の設計では支持力が足らなかったということで、今回変更で地盤改良の工法を変更させていただいた内容でございます。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 26 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらくの間、休憩といたします。

休憩 (12:00)

再開 (13:00)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(8) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長 日程第 8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。

本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（９）その他

・平成 31 年度地方税制改正について

渡辺委員長　　日程第 9、その他を議題といたします。資料が配布されておりますので、順次、執行部に説明を求めます。まず、平成 31 年度地方税制改正について、山内税務課長より説明を求めます。

山内税務課長　　（資料「平成 31 年度地方税制改正」により説明）

渡辺委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終わります。この件につきましては、今後も何かあればこの委員会の中で調査ということになるかと思っておりますので、本件については以上とさせていただきます。

・洪水ハザードマップ作成及び避難場所等の選定について

渡辺委員長　　次に、洪水ハザードマップ作成及び避難場所等の選定について、森山総務課長より説明を求めます。

森山総務課長　　（資料「魚沼市洪水ハザードマップの見直しについて」「『指定緊急避難場所』及び『指定避難所』の指定について」「現在の第 2 次避難所と浸水想定状況一覧」「ハザードマップ作成に係る今後のスケジュール」「最大浸水想定による洪水ハザードマップ（案）に基づく避難所・緊急避難場所の指定にかかる意見交換会」「魚沼市洪水ハザードマップ（未定稿）」により説明）

渡辺委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終わります。本件につきましても、今後また何かありましたら調査又は報告を求めていきたいと思っておりますので、以上とさせていただきます。

・子育ての駅「かたっくり」について

渡辺委員長　　次に、子育ての駅「かたっくり」について、富永企画政策課長より説明を求めます。

富永企画政策課長　　子育ての駅「かたっくり」につきましては、現在 2 期工事を進めているところでございます。12 月 1 日からきょうまで旧井口小学校の食堂で臨時かたっくりを開設してきたわけですが、一応、3 月 12 日の工期を待たずにおおむね工事が進みまして、大体いつごろ再開できるというめどがつかしましたので、きょうは皆様に報告させていただくということでございます。3 月 19 日、火曜日に小出インター近くのかたっくりの所で再開をし、グランドオープンをしていただくということでございます。ことしの 5 月 5 日、こどもの日にオープン 1 周年記念とグランドオープンのセレモニーをやる計

画で、今、準備をしているところでございます。2期工事につきましては、図面に基づいて説明いたします。(資料「魚沼市『子育ての駅』整備工事 図面」により説明)

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件につきましても、この委員会は、この7月で改選になりますけれども、その前に皆さんから希望があれば視察等もしていきたいと思っております。何かありましたらお声をいただければと思います。本件につきましては以上といたします。

・臭気問題について

渡辺委員長　次に、臭気問題について、小峯環境課長より説明を求めます。

小峯環境課長　(資料「臭気問題について」により説明)

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員　平成30年8月22日、水の郷工業団地の④で測定したという理由は何かということ、平成30年9月20日の七日市養豚団地は横棒でやらなかったその理由は何か。

小峯環境課長　水の郷工業団地については、この平成28年度以前については臭気の苦情がございまして、それで毎年測るようになったということですが、最近は苦情がなくなったということでございますし、七日市の平成30年9月20日の測定ですが、こちらについては計画が2回ということであり、8月22日で臭気がかなり出るという事態ですと、もう1回測ったということなんですけども、出なかったということで計画どおり2回にさせていただいたということでございます。

大桃委員　さっきの、水の郷工業団地の測定は平成29年7月27日以前にもやっているということでもいいんですか。

小峯環境課長　はい。そうです。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件につきましても、また何かありましたら報告等、こちらの委員会で調査することになると思いますので、このたびは以上といたします。

このほか、執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (13:44)